

3 総防管第443号
令和3年4月26日

東京都専修学校各種学校協会 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
東京都における緊急事態措置等について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和3年4月23日、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年4月25日から令和3年5月11日までの17日間とし、緊急事態措置を実施すべき区域を東京都、京都府、大阪府及び兵庫県とする旨の緊急事態宣言が行われました。（資料1）

これを受け、都は、4月23日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（参考資料）を踏まえ、感染の拡大を防ぐため、4月25日から5月11日まで、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を実施することといたしました。（資料2）

その概要は、都民の皆様に対しては、外出の自粛（日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等）、事業者の皆様に対しては、施設の使用制限（飲食店、集客施設等に対する休業要請等）、イベントの開催制限（社会生活の維持に必要なものを除き、原則として、無観客での開催要請等）、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行うものです。

また、令和3年4月23日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の実施に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されましたので、お知らせいたします。（資料3）

なお、5月12日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対する都民の問合せに対応するコールセンター

「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。合わせまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年4月23日付け
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

資料2・・・令和3年4月23日
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」

資料3・・・令和3年4月23日付け事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210423.pdf

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和3年4月23日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日から5月11日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

